

公益社団法人秦野市シルバー人材センター職員給与及び会員の配
分金等の口座振替による支給に関する規程

(平成11年4月1日施行)

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益社団法人秦野市シルバー人材センター事務局職員の給与に関する規程（平成8年2月27日施行）第2条の規定及び公益社団法人秦野市シルバー人材センター配分金規約第2条の規定に基づき、職員及び会員の申出により行う口座振替による支給（以下「振込み」という。）に関して必要な事項を定める。

(支給の原則)

第2条 振込みは、職員及び会員の便宜、給与支払い及び配分金等の支給事務の簡素合理化、事故防止等を考慮して実施されなければならない。

(取扱金融機関)

第3条 振込みを取り扱う金融機関は、当センターが指定した金融機関の中から職員及び会員が任意に選択するものとする。

2 理事長は振込みに関する事務を円滑に処理するため、振込み金融機関と協定を締結しなければならない。

(振込み指定口座)

第4条 振込みを希望する職員及び会員は、被振込み金融機関に本人名義の普通預金口座又は当座預金口座（以下「振込み指定口座」という。）を設けなければならない。

(振込み対象及び金額)

第5条 振込みの対象となる給与又は配分金等は、規程又は規約に基づいて支給される給与又は配分金等とする。

2 職員給与に限り、前項に規定する給与から、法律に基づく控除額を差し引いた全額とする。

(振込みの申出等)

第6条 職員及び会員が新たに振込みを希望するとき、又は振込みの内容を変更しようとするとき、若しくは振込みを取り消すときは、振込み（変更・取消し）申出書により、理事長に申出なければならない。

2 前項の規定による申出は、毎月20日までに行うものとし、翌月に支給される給与又は配分金等から振込みを開始し、又は変更し、若しくは取り消すも

のとする。

3 理事長は、第1項の規定による申出があったときは、速やかに振込み金融機関を通じて、振込み指定口座を確認しなければならない。

(振込み指定日)

第7条 振込みは給与及び配分金等の支給日と同日（以下「振込み指定日」という。）に行わなければならない。

(振込み依頼)

第8条 理事長は、振込み金融機関に振込みを依頼するときは、振込み指定日の前日から起算して振込み金融機関の4営業日前までに、振込み依頼書又は振込み事務に必要な明細を記録した磁気テープ等を交付して行うものとする。

(払戻し時期)

第9条 振込み指定口座からの給与及び配分金等の払戻しは、振込み指定日の午前10時から行うものとする。

(振込み不能時の取扱)

第10条 理事長は、被振込み金融機関に振込み指定口座がない場合、その他の理由により振込みが不能となったときは、振込み金融機関の通知を受け、当該職員又は会員に対して給与又は配分金を直接現金で支払うものとする。

2 理事長は、前項に規定する振込み不能金額について、速やかに振込み金融機関から返還を受けなければならない。

(様式)

第11条 この規程による様式は、別表のとおりとする。

附 則（平成11年3月9日議案第17号）

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月12日議案第15号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月28日議案第12号）

この規程は、平成24年9月28日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

別表

振込み（変更・取消し） 申出書

年 月 日

公益社団法人

秦野市シルバー人材センター理事長 様

「公益社団法人秦野市シルバー人材センター職員給与及び会員の配分金等の口座振替による支給に関する規程」第6条の規定により、次の通り申し出ます。

所属		職名		フリガナ 氏 名		⑩
住所					会員番号	
申出区分	1 新規 2 変更（金融機関・名義・その他（ ）） 3 取消し					
時期	年 月分から					
振込先 金融機関	名 称	郵便局・銀行・信用金庫 信用組合・農業協同組合				支店 支所
	預金種目	1 通常貯金 2 普 通 3 当 座	支店（所）番号			
			口座番号			

①「支店（所）番号」及び「口座番号」の欄は、左詰で記入し、空欄には斜線を引いてください。

②口座は必ず本人名義でお願いします。

.....(以下は記入しないで下さい).....

依 頼 日	. .	被振込金融機関	
振込金融機関名		返 送 日	. .

上記のとおり申し出がありましたので、
年 月分から、振込みを（開始・変更・取消し）
してよろしいでしょうか。

起案 . .

決裁 . .

決裁区分	理事長	副理事長	事務局長	係	処理・顛末

